

(第一類 第一号)(附屬の五)

第五回 國會
衆議院

内閣委員会大藏委員会連合審査會議録第一号

(二九二)

昭和二十四年四月二十七日(水曜日)

午後二時九分開議

出席委員

内閣委員会

委員長代理 理事小川原政信君

理事青木 正君 理事吉田吉太郎君

理事有田 喜一君 理事木村 榮君

理事鈴木 幹雄君

江花 靜君 尾関 義一君

鹿野 彦吉君 丹羽 彪吉君

根本龍太郎君 鈴木 義男君

小林 信一君

大藏委員会

理事島村 一郎君 理事宮崎 靖君

理事塚田十一郎君 理事荒木萬壽夫君

高間 松吉君 岡野 清壽君

小山 長規君 北澤 直吉君

前尾繁三郎君 三宅 則義君

吉田 省三君 河田 賢治君

内藤 友明君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大藏事務次官 中野 武雄君

(官房次長) 河野 通一君

大藏事務官

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

本日の會議に付した事件

大藏省設置法案(内閣提出第五一五号)

○小川原委員長代理 これより會議を開きます。

本日は大藏省設置法案につきまし

第一類第一号附屬の五

内閣委員会大藏委員会連合審査會議録 第一号

昭和二十四年四月二十七日

て、内閣委員会と大藏委員会との連合審査であります。本日は内閣委員長が所用のため、理事の私が委員長長の職を行います。

まず政府の提案理由の説明を求め、次いで質疑に入ります。質疑は通告の順によつてこれを許しますから、あらかじめ御通告ください。

○池田國務大臣 大藏省設置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

来る六月一日から國家行政組織法が施行されるに伴ひまして、從來大藏省官制を初め、多くの單行法令によつて規定されております大藏省の組織に関する諸法令を、國家行政組織法に適合した二本の法律に、整備統合する必要があります。この際大藏省の機構を相當改革する必要があると、この法律案を提出した次第でございます。

本法の内容について、その概要を申し上げますと、まず本省機構につきましても、官房及び五局に整理いたしました。すなわち臨時部局として置かれておりました給與局を廃止し、從來の理財、國有財産、及び管理の三局の事務を理財及び管財の二局に調整所掌させることとした結果、二局を減少いたしました。局内の部等につきましても、從來の主計局の第一部、及び第二部、主税局の監理部、理財局の外

資部、管理局の財務部の五つを削減いたしました。なお近來財務行政に関する渉外事務がきわめて複雑多岐にわたる、特に今回新設される米國對日援助見返資金の管理に関する事務はきわめて重要でありますので、この際本省に財務官一人を設置して、渉外事務の總轄に當らせるといたしましたのであります。

次に外局につきましては、從來の事實業局が六月一日から日本事實業公社となりますほか、會計士管理委員會及び同事務局を廃止いたしました。その事務を理財局に吸収させることとした結果、二部局を減少することとなります。また証券取引委員會につきましても、事務局の部制を廃止して、次長一名とし、造幣局及び印刷局は國家行政組織法の建前から、それらと改めることとしたしましたが、廳内の部については縮減を行つて行つております。

以上が今回の機構改革の概要であります。その他細部の点については、國家行政組織法に即應して、それら規定の整備をはかつた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○小川原委員長代理 前尾君御質問がございましたら……

○前尾委員 質問申し上げたいことは多々あるのですが、まず最初に給與の關係で、給與局が廃止になったのであります。人事院との關係はどういう

ふうになつておりますか。從來行つておりました給與關係は、全部人事院に行かどろかという点について、お答え願ひしたいと思います。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。給與の關係につきましては、一部が大藏省に残りまして、その他のものは暫定的に給與實施本部及び人事院に移つて参るわけでありまして、大藏省に残りますものは、まず第一は特別職その他の給與に関するもの、それから旅費でありますとか、その他の実費弁償に関するもの、及び職員共済組合に関する事務、これらの三つのものが大藏省に残ることになりまして、その他のものは、暫定的に給與實施本部及び人事院へ移ることになります。

○前尾委員 總体的に感じることなのではあります。私は大藏省の昔を知つておるので、そういう点から考えますと、今度の案はほとんど昔に帰つておる。ところが各省の状況を見ますと、必ずしもそうでないもので、そういう点から考えますと、大藏省の今度の整理案は非常に嚴重に行き過ぎておるような感じがするものであります。ただいまのお話の給與關係の問題にしましては、從來主計局の第一部第二部というものは、次長一人が二人にふえております。今いつたような給與の關係も一部残るといふことになれば、給與部といふようなものを置くべきではないかというふうな考へておる次第であります。また主税局の關係にいたしましては、ほとんど昔の機構に返るわけであ

ります。御承知のように、徴税の仕事は現在最も重要な仕事であり、はたして昔のような機構に返つてやれるかどうかといふことについて、非常な疑問を持つ次第でありますので、それについて大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 お答え申し上げます。私は行政機構の整理、人員の整理の趣旨から申しまして、この程度で大藏省の事務をやつて行きたいと考えております。ほかから比べれば非常に削減がひどいではないかというお話をございしますが、私は先して整理をいたしましたような次第でございます。問題の主計局におきまして部を廃止いたしましたのは、今まで局長のもとに次長がおつて、第一部、第二部とわかれておつたのを、次長二人にいたして強力にいたしました次第でございます。主税局につきましては、お話の通り徴税が非常に重要でありますので、ただいまこれにつきまして關係方面とお話をいたしております。あるいは御審議中に向うからダイレクティブか、あるいはメモランダムが出るかわからない状況であります。それが来ればわかるようになりますが、大体地方部局を強化する、こういう考へで進んで来ております。たといダイレクティブが参りませんでも、これで徴税ができるかと考へている次第でございます。

○前尾委員 次に地方部局の問題であります。今度の設置法で行きますと、從來の傳統になすわけではあり

ませんが、鑑定部門が廃止されております。鑑定部ができました当時とは最近状況がかなり違つておりますが、優秀な技術官を要し、しかも独立した活動が必要とするのであります。また酒は行政のみならず、品質の問題その他いろいろありますので、それを今度廃止されておることについて、われわれかなり意外に感ずるのであります。それについての御所見をお伺いいたしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。鑑定部の仕事の重要性については、私どももいたしまして、毛頭それを輕視するつもりではございませう。しかしながら鑑定部を一つの部として置く必要は、現在のところではないと考えております。ことに行政機構を簡素化して行くという現在の方針から申しますと、間税部の一部にこれを統合して何らさしつかえないように考へております。ただ従来の鑑定部の仕事に携つておつた人々の優遇の道と申しますか、それらの人々が喜んで一生懸命に仕事ができるような道を開くような点につきましては、十分今後とも配慮して参りたいと考えております。

○前尾委員 廃止しなければならぬといふことになれば、やむを得ないのでありますが、ただいま最後に御答弁のありましたように、よほどよく考へていただかないと、優秀な技師は將來来ない。そうでなくとも、こういうような状況であります。やつて来ないといふような心配があるのでありますが、少くとも酒については、大蔵省の監督が從來からも非常によろしきを得ておつたといふべきではないかと思ひます。

す。こういう權威を失墜するようなおそれがありますことについては、よほど考へを願ひたいと思ひます。

それから次に、税務講習所の関係はどういうようなことになりまして、一應御説明いただいて、そのあとで質問したいと思ひます。

○河野(通)政府委員 現在税務関係の講習と申しますか、税務職員訓練、教育機関といつたしましては、高等財務講習所と税務講習所と、二つあるわけでありまして、これを今般特殊な職務に關する専門的な教育機関だけが、一般のものとは別されて残されるという方針に相なつた次第でありますので、税務の特殊の關係の仕事の訓練、教育という機關に、この二つのものを統合いたすことになりました。そして税務講習所の中に高等部と普通部と申しますか、そういう二つの機關を設けて、もつぱら現在あります二つの講習機關を、税務の關係の講習の機關として統合いたしたわけでありまして、

○前尾委員 その年限はどういうふうになつておりますか。

○河野(通)政府委員 現在のところ、は、いづれも一年ずつといふことになつております。しかし今後短期の講習、訓練等の施設も開いて参らなければならぬといふような要望がありますので、今後いろいろ、事態に應じて十分考へて参りたい、かように考へております。

○前尾委員 これも先ほど申し上げましたように、酒税の問題が非常にやかましいのであります。實際のことを申ししますと、いろいろな税制の問題よりも、優秀な税務官吏を養成すること、根本的な問題じゃないかと思ひます。

○河野(通)政府委員 お話の点も、しごくこともと思ひます。將來その運営につきまして、十分考へて参りたいと思ひます。

○前尾委員 これもまた財務局の問題に入るのであります。現在國稅査察部といふのが相当活躍しておられるわけでありまして、しかし税務の本來の意味から申しますと、査察といふような、いわば威嚇をもつて納税を勵行させようという思想ばかりでは、私はとてもいかぬので、どうしても指導的な方向で進まなければならぬと思ひます。であります。そういうような意味合いからいたしまして、指導部とか、指導班とかそういうものを設けておやりになるお考へがあるかどうかということ、一應お尋ねいたしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 今前尾委員のお話は、内部における税務職員の指導の問題と、外部に対する税の、何と申しますか、普及徹底と申しますか、そういうふうな問題と、両方あると思ひますが、内部におけるいろいろな指導の問題は、先ほど申し上げました、いろいろな講習制度その他を活用いたしまして、十分その目的達成に努めたいと思つておりますが、対外部の、税に対する各般の状態についての徹底——指導という言葉は非常に悪うございませう。

けれども、普及宣傳等の事柄につきましては、今後十分力を注いで参りたいと思つております。現在御承知のように、主税局の監理部の第三課で、この方面の仕事をもつぱら担当しておられるのであります。今後におきまして、特別の課を設けますかどうかにつきましては、目下検討中でありまして、けれども、この方面の仕事が非常に重要であり、税の行政の円滑なる運営のため、きわめて必要であるといふことは、私ども十分認識しておりますので、一段と將來この方面に力をいたしたい、かように考へております。

○前尾委員 いろいろ私としてお聞きしたいこともあり、また検討して、いろいろ要望いたしたいこともあるのであります。これで一應打ち切ります。

○小川原委員 最初にお尋ねいたしたい点は、この行政機構改革によつて、大蔵省では大体どのくらいの間人がふえるか、減るか、大ざつぱなところでもいいのですから、お伺いしたい。

○河野(通)政府委員 人員がどの程度、この行政機構改革の結果増減するかといふ点につきましては、目下行政機構を中心としたしまして、検討がされておる最中でありまして、今的確なことを申し上げる段階に至つておりません。しかし全体といたしまして、現在あります定員が相当程度減少いたしますことは間違いないのでありますけれども……委員長、ちよつと速記をとめてくださいませんか。

○小川原委員 速記をとめてください。

(速記中止)

○小川原委員 速記を始めてください。

○河野(通)政府委員 この点は、大体この度の行政整理に關する閣議で決定

ださい。

○木村(榮)委員 それは、何もないやがらせに聞くのではなくて、定員法でできない場合は、この機構改革をやつても、現実の問題として、國家行政組織法の建前からいつても、運営ができないと思ひます。そういういたしますと、どうしてもあなたの方で、大体それは、どの課で何人といふことは、こゝで言えるものじゃないから、聞きませんが、大体減るとか、ふえるとかいつたような、おおよそのところぐらいは、わかつていませんか。いづれ定員法も出て来るだろうと思ひますし、どうせ、対照をする場合も起つて来るのでありますから、その点についてお聞きしておるわけですか。今のところお見通しがつかない、こういうわけですね。

○河野(通)政府委員 定員法につきましては、現在今申し上げましたような事情で、政府内部でせつかく成案を急ぎつつある状態でありまして、不日何らかの解決に到達することができると思ひます。ただ今こゝで申し上げることができませんのは、過般成立を見ました予算上定員がどういふふうになつておるかといふことの程度であります。れば、こゝで御説明を申し上げることができるとありますが、その点でおさしつかえなければ申し上げられると思ひます。

○木村(榮)委員 予算上でもなんでもいいですから、大体税務署の方においては、これだけふえるとか、減るとか、大蔵本省の方の一般においては、大体減るとか、ふえるとかといふことだけでいいのです。

○河野(通)政府委員 この点は、大体この度の行政整理に關する閣議で決定

ださい。

○木村(榮)委員 それは、何もないやがらせに聞くのではなくて、定員法でできない場合は、この機構改革をやつても、現実の問題として、國家行政組織法の建前からいつても、運営ができないと思ひます。そういういたしますと、どうしてもあなたの方で、大体それは、どの課で何人といふことは、こゝで言えるものじゃないから、聞きませんが、大体減るとか、ふえるとかいつたような、おおよそのところぐらいは、わかつていませんか。いづれ定員法も出て来るだろうと思ひますし、どうせ、対照をする場合も起つて来るのでありますから、その点についてお聞きしておるわけですか。今のところお見通しがつかない、こういうわけですね。

○河野(通)政府委員 定員法につきましては、現在今申し上げましたような事情で、政府内部でせつかく成案を急ぎつつある状態でありまして、不日何らかの解決に到達することができると思ひます。ただ今こゝで申し上げることができませんのは、過般成立を見ました予算上定員がどういふふうになつておるかといふことの程度であります。れば、こゝで御説明を申し上げることができるとありますが、その点でおさしつかえなければ申し上げられると思ひます。

○木村(榮)委員 予算上でもなんでもいいですから、大体税務署の方においては、これだけふえるとか、減るとか、大蔵本省の方の一般においては、大体減るとか、ふえるとかといふことだけでいいのです。

○河野(通)政府委員 この点は、大体この度の行政整理に關する閣議で決定

されました基本的方針、これは御承知のように、非現業の職員につきましては、大体原則として昭和二十四年三月一日現在における定員の三割減少、特別会計等におきます企業現業の職員につきましては、その定員の二割を減少するというのが一般の原則であります。これに對しまして、特別の場合に例外が設けられることに相なるわけでありまして、その例外につきましては、ただいま申し上げましたように、特に問題になつておりますのは税の關係であります。税の關係をどういふふう

問題、あるいは機構の問題だけにとどまらぬと思ひますが、かりに今、その他の点を除きまして、機構及び人員の問題について申し上げますと、私どもの考えといたしましては、現在のところでは、税務の運営を十分改善して参りますために一番必要なことは、それに従事する人間の、数よりもむしろ質と申し上げますが、内容の問題であるというように考えております。従ひまして、先ほど前尾委員のお尋ねにお答え申し上げました通り、税務職員の訓練と申しますか、教育と申しますか、この方面に今後さらに一段の努力を加えて参りたい、かように考えております。これによりまして、税務職員の質的向上ということに十分私どもは期待して参りたい、かように考えておる次第であります。

んだから、機構の問題ではなくて、人間の質といふまいか、おもに人間の能力によつて、徴税機構その他大蔵省一般の行政的な仕事をやつて行く、こういうふうな建前からこの機構改革がなされたか、かように解釈していいわけですか。

る連絡いたしておることとは思ひます、今私どもここに参つております者は、その点詳しく承知いたしておりますので、事情を調査いたしました上、お答え申し上げます。

ともない、このように解釈しておけばいいですか。

○河野（逓）政府委員 くだいま申し上げました程度以上のことは申されませんが、いずれにしても、従来の定員よりは減ります。ただ減り方の程度であります。ただ、ここで申し上げておきたいと思ひますのは、現在の税務署の定員は、急激に定員が増加した結果、その他のいろいろな原因で、まだ相当補充ができておらぬという部面が相当にござります。大体一割三、四分ぐらいの欠員が、現在まだ残つておりますので、実定員からいいますと、定員が減少せられた場合におきましても、実員が減るといふことは、あるかないかという点、今後の政府部内におきます検討の結果にまたなれば、何とも申し上げられませんが、定員といたしましては、今申し上げましたように、いずれにいたしましては、多かれ少かれ、減るといふことは間違ひございません。

なお人員の量の点につきましては、先ほど大蔵大臣からもちよつと申し上げましたように、現在關係方面におきましても、いろいろ税務の機構及び陣容の問題につきまして、考えられておるところがあるやに聞いておるのであります。これがダイレクティブになりまして、何らかの形で日本政府に指示されて参ります場合には、これに應じて、また適當なる処置を講じなければならぬと思ひます。但し、今申し上げましたような点で、いたずらに人員をふやして行くというだけでは、問題の解決にはならぬと思ひますので、私どもといたしましては、主として税務職員を向上するという方向に、重点を置いて参りたいと考えております。

○河野（逓）政府委員 お話のようにお考え願つてつこうだと思ひます。

○木村（農）委員 この前の内閣委員会、経済調査廳の話を聞きましたが、経済調査廳は、昭和二十四年度の税金を徴収するために、拍車をかけて徴税をやるといふ、大きな任務を目的として書いてありますが、大体どのような關係において、この経済調査廳と關係される方針であるか、またその關係機構は、大蔵省のどの部門と關係される方針でござりますか、承つておきたいと思ひます。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○木村（農）委員 そうしますと、税務署關係は大体ふえませんが、減ることもない、このように解釈しておけばいいですか。

○河野（逓）政府委員 くだいま申し上げました程度以上のことは申されませんが、いずれにしても、従来の定員よりは減ります。ただ減り方の程度であります。ただ、ここで申し上げておきたいと思ひますのは、現在の税務署の定員は、急激に定員が増加した結果、その他のいろいろな原因で、まだ相当補充ができておらぬという部面が相当にござります。大体一割三、四分ぐらいの欠員が、現在まだ残つておりますので、実定員からいいますと、定員が減少せられた場合におきましても、実員が減るといふことは、あるかないかという点、今後の政府部内におきます検討の結果にまたなれば、何とも申し上げられませんが、定員といたしましては、今申し上げましたように、いずれにいたしましては、多かれ少かれ、減るといふことは間違ひございません。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

○河野（逓）政府委員 實は私ども、経済調査廳におきます税務との關係につきましては、まだはつきり調査いたしておりませんので、もう少し調べた上でお答え申し上げます。お許し願ひたいと思ひます。

○木村（農）委員 そういたしますと、経済調査廳は、大蔵省の方へは別に何ら公務上の連絡なしに、かつてにそのようなことを言つておられる、こういうわけなんですね。

すると大体この法案は全般的に見て政府の責任においてこしらえられたものか、どの程度責任を持たれるかということになると、せつかく出たものを審議してくれとお出しになつておるのであります。いろいろやつてみたがまたかえなければならぬということになるならば、また審議をやり直さなければならぬのですが、そういう危険性のあることをあなたの方から率直に御発表になつたと思うので、そういう意味合いで解釈して、そういうものが出た場合には、またもう一べんこれをやり直すことになると思うのですが、そのように解釈してさしつかえないでしようか。

○河野(通)政府委員 今大蔵大臣から申し上げましたのは、そういうことがありはせぬかという点につきましては、実はまだはつきりいたしておらないのであります。従いましてまだ申し上げる段階ではないかという氣もいたすのでありますけれども、そういうふうなことがありはせぬかという点においがある程度でありまして、内容につきましても、もし万一そういうような措置がとられるといたしまして、どう

ういふふうな内容のものになるか、まだはつきりいたしておらないような状態でありまして、従いまして今そういうものが出ることを前提にしてこの御審議をいただくのでなく、今現在ここに御提案申し上げております法案によつて、御審議をいただきたいと考えております。

○木村(義)委員 においがするとおかせぬとかいふのはこつちの話でなく、あなたの方の話である。とにかくそういうにおいがあるから絶対的自信はござ

いません。だからあなたの方大蔵省の責任において出したものでないということとを率直に間接的に認められたものと私は解釈する。私が言うのではなく、あなたの方でおしやることで、従つてそのようなことははつきり言われたわけなのであるから、絶対責任は持つておりません。こういうことを率直に認められたわけでしょう。

○河野(通)政府委員 この法案は大蔵省なり内閣の責任において提出したものであります。

○木村(義)委員 大蔵省で出したということは知つておりますけれども、その箇に当る大臣初め政府の方々が、出したには出したが、まだ何か臭いから、このにおいをなくして、どうぞお願いいたしますというところまでに至つていない。臭いまだ、こういうわけでしょう。臭いままのものだつたら、臭いものを出すのは失礼に当るから、臭いのをなくして出さなければならぬが、今のところは臭いままでございます。まして、まことに申訳ございません、こういうように解釈してよろしいわけでありま

○河野(通)政府委員 現在の状態においては臭いも何もないのであります。全然臭みはないのであります。將來の点につきましては今大蔵大臣から申し上げました通り、そういうふうなことも若干においがあるということでありまして、現在のところといたしましては、全然そういう点について不安定な様子はないのであります。

○木村(義)委員 私はこの問題はあけ足をとつて臭いとか臭くないとか言うのではない。そういうことはどうでもいいが、あなたの方から問題が出た、

どうも臭いと先に言つたからで、だからそのことを率直に受取つて、臭いものでございましてどう私たちも受取つたということになるでしょう。臭いものは臭いものをなくさぬと氣分が悪い。その責任は政府にある。審議したわれ／＼の方の側にはない。従つて臭いものを出した以上は、臭いものを出した政府の責任であるから、その責任はとつてもらひたい。これを率直に認めてさへもらひたいのです。

○河野(通)政府委員 ちよつとお話の点ははつきりよくわかりませんが、万一期を過ぎるやうな事態に相なりました場合には、もちろん政府としてこれに對して、自分の責任で処置しなければならぬ、かように考えております。

○木村(義)委員 私にだるやうですが、その一番大きな問題になつておりますのは、徴税機構の問題だと思つて、これは最も國民の一般生活に影響の深い、しかも最近税金の問題で非常に大きな不安定状態にあり、一般納税者の深刻な問題でございまして、私はただ単なる納税の機構というものを超越した一般國民大衆の生活の上には、また経済の上には大きな影響を持つておるので、その意味からそういうものははつきりと明確にしたものでないといふことも國会の委員会において討論する場合においては、きわめて困る。だからそういう点をばかに影響のないところ、この課を一つやめる、ふやせといふ問題なら簡単ですが、しかし徴税機構という大きな問題ですから、もう少し今の臭いものでないようにして、少づつ出してもらわれないと困る。その点だけはあなたの方に絶対責任がある

ということを確認されましたものと認めてさしつかえないわけですか。これで私は質問を保留しておきますが、答弁がないならば認めたことにいたしておきます。

○小川厚委員 代理 木村君よろしうございませう。それでは河田賢治君。

○河田委員 今度新たに財務官というものが設けられました。その財務官の仕事は大体「大臣官房及び各部局並びにその他の機關の所掌事務に係る渉外事務に關して總務を行ふ。」ということになつておるのであります。またこの設置法案の提案理由の中には「特に今回新設される米國對日援助見返資金の管理に關する事務はきわめて重要でありますので、この際本省に財務官一人を設置して、渉外事務の總務に當らせらるゝ」とあります。第十條の十に「米國對日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。」というように理財局の仕事に移つております。昔は財務官は大体外國に派遣されておりましたが、今度は國內において財務官を一人置くということになります。が、この性格をできるだけ詳細に政府の方から御答弁願ひたいと思つて

○河野(通)政府委員 今般新設いたしました財務官の制度は、從來戰爭前にございまして、今お話の條文に書いてございまして、國內におきます大蔵省の各事務に關連する渉外事務を總務する仕事であります。從來ありました財務官という制度は、主として海外に駐割して、大蔵省のいろ／＼海外に關係のある仕事に關係をしておつたわ

けであります。今度置くものは、今申しましたように純粹に國內の制度というふうになるわけでございます。なお御指摘の援助見返資金の点については、個々の仕事についてはお話の通り管理並びに運用及び使用することでありまして、この見返り資金の管理運用の仕事は、事務の性質上、その非常に大きな部分が渉外關係と申しますか、關係方面と申しますか、な折衝といふところに帰着するわけでありまして、従つてこの對日援助見返り資金の管理運用の部分は、渉外事務を總務するといふ財務官の立場から、その大きな部分が財務官の仕事として事実上取扱われる、かように相なるわけでありまして

○河田委員 大蔵省の附屬機關は約三十三ばかりございまして、その中には昭和二十年に廢止されました産業設備營團、それからまた今度廢止される國民厚生金庫の損失審査會等がありまして、相當長期にわたつてこういうやうな機關だけが残つておる次第であります。政府も機關をできるだけ簡素化するとか、あるいは何とかいふ趣旨のものにおつくりになつたのであります。が、こういうやうなものを大体いつごろまでの間に完了してしまふか、これらはいつまで存置するか、これらについて少し政府の見通しをお聞かせ願ひたいと思つて

○河野(通)政府委員 大蔵省關係の附屬機關につきましては、今般の新設置法の制定にあたりまして相當數整理をいたしました。しかしながらなお事務の性質上、どうしても存置を要するものだけが、今般の設置法に掲げられておるわけでありまして、御指摘の産業設備營團損失審査會、國民厚生金庫損失

審査会はお話のように大体今整理の途中にあるわけでありまして、いわば清算中の委員会みたいなものとお考え願つてくださうだと思ひます。これらの機関の存続の時期は、産業設備備置及国民厚生金庫の清算が完了いたしましたまで続くわけでありまして、この国民厚生金庫及び備置につきましては、現在着々これが清算を急いでおるわけでありまして、清算の終了次第、これらの委員会は当然なくなる次第であります。

○河田委員 仕事がなくならねばならないという事は言うまでもないことだと思ふ。大体政府はこういう問題に対して、いつごろまでにおくしになるおつもりか、このことを聞いておるのであります。

○河野(通)政府委員 昭和何年の何月に終るという事は、ちよつと私から今申し上げることもできませんが、極力早く整理をして参りたい、かように考えております。

○河田委員 各附屬機関に對しまして、また地方に置かれるいろいろの審議会とか審査会とか、また各税務署とにいろいろの調査会が二つ、三つできることになつておりますが、こういうのが今日まで多く官僚の隠居場所になつたり、あるいはまたそれら地方の業者との密着になつて、相当人民の不利益になるという事柄が起つておるのであります。こういうことに対して政府はいかに考へになるか。

○河野(通)政府委員 ここにあげておる委員会は、ものによつて違ひますけれども、役人の隠居場所として決して居心地のいいものでは別になつておりまして、今御指摘になつた産業設備備置の損失審査会にいたしまして

も、大関係官廳の官吏を中心にしてきておるようなものであります。それからあと出て参ります財産税の調査会であるとか、その他についても、決して言葉は悪いが、官吏の古手を隠居させるために、そこへポストを與えておるといふようなことは現在のところではない、かように考へております。

○小川原委員長代理 官廳諸君。

○宮崎委員 ただいまの大蔵省設置法案について概要を拜見したわけでありまして、われわれ大蔵委員会の立場から考へますと、本法案に對して直接の修正等の意見も申し上げられるものじやないかと思ひますが、いづれ主務委員会である内閣委員会に對しまして、大蔵委員会の要望事項をとりまとめて申し入れたら、かように考へておるのであります。特に了解に苦しむ二、三の点について事務當局の御回答を得たいと思ひます。

第一点であります。會計士管理委員会を廃止せられておるのであります。この會計士管理委員会なるものは、御承知のように証券民主化、外資の導入、あわせて日本の産業経済の再建のために、高水準の、いわゆるアメリカのCPA式な會計の検査証明を業とする者を養成しようとするために、新たにその筋の御熱意によつてつくられた公認會計士法に基く公認會計士、並びに會計士補の登録並びに監督を行う機関であり、またその特別試験及び普通試験等を処理して参る機関であるのであります。しかし公認會計士に關する試験は、つい四月の二日、三日にわたつて、特別試験の予備試験が一回行われたのみでありまして、いまだ天下廣しといへども一人の公認會計士も誕生いたしてありません。しかも一方においては証券の民主化は促進せられまして、証券取引所の再開もきわめて近い時期だと予想されております。しかし証券取引所の運営にいたします権限の範圍内において、必ず公認會計士の証明を要する事項があるわけでありまして、こういう場合において、いまだ會計士管理委員会は、その使命を果しておらないのであります。要するにこれから會計士管理委員会の本来の機能を發揮いたしまして、当初の目的に向つて権限を發揮すべき時期であるのに、ここにおいてこれを廃止するといふのは、たといそれが行政整理の名のもとに行われようが、いかなる意味においてもこれは矛盾撞着は避け得ないものと考へます。ことにこの會計士管理委員会を大蔵事務當局から切り離しました當時の趣旨は、これは民主的の運営という意味でありまして、官僚的の運営を排除する氣持が多かつたのであります。再びこれを元に戻すことは、当初心配されたところと違ひます。この會計士管理委員会に關する点に關して、いかなる点においても賛意を表したいものであります。しかも私の浅い考へ方と申しましようか、聞き方と申しましようか、御想像願ひます方面からの情報によりますと、これは必ずしも廃止するといふ意向を持つておられない。なぜならばこの會計士、管理委員会なるものは、これは明らかにインテリゲンチヤナルのものである。ひとり日本的のものでない。こういう見方をいたしておるわけでありまして、かような観点において、あえてこの廃止を強行せられ、しかも円滑な運営ができるかどうか、この点に對し

ましての政府當局の御所見を一應承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 會計士管理委員会が現在担当いたしてあります仕事は、今日外資導入とか、あるいは証券民主化等の必要が非常に重要化して参りました現在におきまして、その仕事はきわめて重要なことである、今後ますますその重要性を増して参るといふことにつきましては御説明の通りであります。しかしながらその実質の仕事につきましては、その重要性を毛頭没却と申しまうか、無視して今度の行政機構の改革を行つたわけではないのであります。委員会の制度を整理して、これを實質は適當な方法でその重要性を生かして行くといふようなことにいたしてはどうかというやうなことで、この案ができておるわけでありまして、現在管理委員会を廃止いたしましたも、これにかわるべきものといいたしまして、公認會計士の審査会、これはただいまお話の懲戒事件の議決とか、その他の事務につきて、いろいろと調査審議をいたす機関であります。公認會計士審査会といふものをつくり、また公認會計士の試験の問題につきましても、公認會計士の試験委員といふものを別途に設けるといふ構想でもつて、この機構改革に對処いたしたい、かように考へておるわけでありまして、今申し上げましたやうな審査会とか試験委員の制度は、今般の大蔵省設置法の施行に伴う法令の整理に、關する法律といふものが、不日当委員会の方に提案せられることに相なつておりますが、現在關係方面とも折衝中でございます。今申し上げました會計士管理

委員会の制度を設けるといふやうなことで問題を處理して参りたい。かように考へております。なお今宮崎委員から御指摘の一部の方面というお話の点は、私もあるいは關係方面というお話じやないかというやうに思ふのであります。この点につきましては、この設置法そのものが關係方面の十分な承を得て御提案を申し上げておる次第であります。一部にいろいろの意見はあるかと思ひますが、正式には私も關係方面の承認を得て、この法律を提案いたして参ります。この点についてはこれ以上私から申し上げることも差控へたいと思ひます。

○宮崎委員 ただいまの御説明で大要了承いたしました。しかしながら、あただいまのやうな審査会を設けたら、あるいは試験委員を別格をつくらうすることによりまして、はたしてこの機構を改革せんとする最大のねらいであります行政の簡素化、あるいは定員の整理ということが達成せられるであります。この會計士管理委員会に屬する機構の範圍内において行政整理の目的が達せられるであります。この形をかえて何らその目的を達せられないとすれば、これがどういふ構想であつても賛成ができないやうな氣持であります。この点を明らかにせられたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お話の点は、見方によりましては御説もつともな点だと思ひますが、私もいたしましては、會計士管理委員会と申しますのは、名前は委員会とか、審査会とか、審査会といふやうにいろいろ申しま

すけれども、これは一つの行政機関としての委員会でございます。行政機関としての委員会の制度は、できるだけ簡素化して、行政機関ではなく、いわゆる審議会的な性質のものとして、いろいろ事務を処理していただく特別の制度をこれにかえて行く、こういうふうなことにいたしましたわけでありまして、いわばあまり形式論ではないかというふうなおしかりを受けるかもしれませんが、行政機関としての委員会はやめて参りたい、かように考えております。

○官糧委員 ただいまの点も了承できるところであります。しかしながら公認会計士法というものがながめて参りますと、いわゆる政令にかわるべきところの会計士管理委員会規則において定むるということがたくさんある。しかも現在会計士管理委員会規則で定めなければならないものであつて、定められないものもあるわけでありまして、これらの経過措置はどうするか。また将来法にありますが会計士管理委員会規則をもつて定めるといふ事項は、これを政令でやるのですか、省令でやるのですか、その点もちよつと明らかにせられたいと思ひます。

○河野通政府委員 今お話の点は、今後そういう行政機関としての委員会がなくなりますので、その所轄はすべて大蔵大臣に帰するものでありまして、大蔵省令でこれを定める、こういうことに相なります。

○官糧委員 会計士管理委員会の問題はその程度にいたしまして、次に酒類配給公團についてちよつとお伺ひしたいのであります。この酒類配給公團は、この機構の上からは一應存置せられる

ような形になつておりますが、すでに廃止と申しますか、存続の期間を限定いたしました法律が通過いたしておるわけでありまして、これが三箇月くらいの期間に消滅してしまふわけでありまして、当時四月一日に廃止せられます酒類配給公團の存続時期を三箇月間延長したときの法案に対しまするが、希望意見といたしまして、一体これを廃止した場合の卸賣りの機関の設置、あるいは荷受け機関、あるいは小賣業者等の問題、あるいは金融、あるいは輸送、すべての点におきまして、どういふ面から見ても、政府の適切な援助なくしては円満に施行が困難である、これを適当に処理してほしい、かような希望条件を付してあるものであります。その内容の詳細につきましましては、速記録をごらん願ふべきであります。この際省略いたします。要はかような意味でここには一應存続されることになつておりますが、近き将来に廃止するべき運命にあるのであります。その廃止に對應いたすべく、やはりこれも純行政ではありませぬけれども、大きな意味の行政の一環をなすものでありまして、行政整理とにらみ合せまして、どんな御構想を持つておられるか、あるいは事業者団体法との摩擦、あるいは独占禁止法との関連、かようなことにつきまして、すでに何らかの構想ができておりますれば、この際お示しを願ひたい。

○河野通政府委員 御指摘の酒類配給公團に関する規定をいずれやめるにいかかわらず、ここに載せておるのはどういうわけかという御質問であります。しかしこれは先般御決議を得ました酒類配給公團の存続期間を三箇月延長することによりまして、六月末までに酒類配給公團は、形式上残ることになつておるわけでありまして、はなはだ妙な次第でありますけれども、この法律が大体六月一日から出発するということとを私も考えておりますので、一月間だけはやはり存続期間が残るというやうな次第であります。はなはだ形式的であります。ここに一應公團として存置しておく必要が形式上ございまして、第四十七條を設けたわけでありまして、なお酒類配給公團が廃止せられましてに件しまして、酒類の配給その他に關する民間の仕組み等につきましては、現在大蔵省といたしまして、着々これが対策に遺憾なきを期しておる次第でありまして、切りかわりと申します。配給公團廃止後における酒類配給業務の円滑なる運営のために、必要な法制的あるいは實際上の行政的措置につきまして、十分研究を進めておる次第でございます。具体的なことは、私その方の専門家でございせんので、必要でありましたら、担当の政府委員の方から御説明申し上げる次第であります。十分遺憾のないようにして行きたいということ、せつかく準備をいたしておる次第であります。

○官糧委員 酒類配給公團につきましては、官房次長さんにお伺ひする方がむしろ間違ひでありますので、またその關係當局に対して、適當なる配慮を願うよう要請することにしたし、これはその程度にいたします。

次に主税局であります。このうち監理部が廃止されておる。監理部が廃止されるというところは、今度部を廃止しようということが、行政整理の眼

目的な事項になつておることもわかつておるわけでありまして、最近の税務行政の発展を見ますと、いわゆる監理第一、第二、第三課に屬する仕事は非常に多いと思ふ。もしこれが少いと考へることはそれをやらないことだ、かように申し上げてもさしつかえないと思ふのであります。ついでに、私も小委員を編成いたしまして、調査いたしました埼玉縣某税務署の事件のごときも、やはり監理という面におきまして、あるいは監査というか、監督というか、監視というか、言葉はいずれといたしましても、少くとも監理課の中で行うべきところの仕事が相当不徹底であつたということが、率直に申し上げられるわけでありまして、そういう観点から、当分の間は査察部のみを重視せず、監理部を重視いたしまして、この際部の廃止をしない方が、大蔵省としてはまさつておるのではないかと。かように考へるものであります。

○河野通政府委員 主税局の監理部を廃止することにいたしました理由は、今御指摘の通り、行政機構を簡素化して参るという根本方針の重要な部分、やはり部制をやめて行くということにあり、少くとも部制を少くして行くということにありますが、この点にかんがみまして、監理部を廃止することにいたしました次第であります。しかしながら監理部の現在所掌いたしております事務が軽微なものであるから、こんな部はいらぬのだということ

で決して廃止したのではございせん。現在のところでは、要するに主税局の仕事の重点は、現在の監理部の扱つております仕事の範囲に非常に移つて参つておることはお話の通りであります。従ひまして今後主税局長と申しますか、その局の最高の責任者は、主としてこの監理部の仕事に重点を置き、實際の徴税及び税の執行面の円滑なる運営という点に重点を置かれなければならぬ。監理部長がむしろ主税局長だといふ考へ方も成立し得るわけでありまして、主税局長といたしましては、おそらく現在の監理部の仕事にもつぱら仕事の重点を置いて参る、こういうことに相なるかと思ふのであります。その点から申しますと、監理部あるいは監理部長というものの制度を廃止いたしましたことが、ただちに監理部の仕事に支障を來さざるということに相ならぬかと考へます。

○官糧委員 次に簡単な質問をいたします。先ほど河野委員からもお尋ねのありました今度渉外關係を専任担当いたします財務官の地位であります。これは國家公務員法からなすが、もちろん特別職だと思ひますが、職階の上からながめて、どういふ地位にあるものでございませうか。

○河野通政府委員 財務官の制度は、今のところでは一般職として取扱つても可い。地位から申しますと、どうもはつきり申し上げられぬのが、非常に素朴に申し上げますと、次官と部局長との間くらいに地位とお考へ願ひはつております。

○官糧委員 そうすると財務官は表現の仕方に困るのでありますが、渉外課があるとなると、渉外課の内か、

目的な事項になつておることもわかつておるわけでありまして、最近の税務行政の発展を見ますと、いわゆる監理第一、第二、第三課に屬する仕事は非常に多いと思ふ。もしこれが少いと考へることはそれをやらないことだ、かように申し上げてもさしつかえないと思ふのであります。ついでに、私も小委員を編成いたしまして、調査いたしました埼玉縣某税務署の事件のごときも、やはり監理という面におきまして、あるいは監査というか、監督というか、監視というか、言葉はいずれといたしましても、少くとも監理課の中で行うべきところの仕事が相当不徹底であつたということが、率直に申し上げられるわけでありまして、そういう観点から、当分の間は査察部のみを重視せず、監理部を重視いたしまして、この際部の廃止をしない方が、大蔵省としてはまさつておるのではないかと。かように考へるものであります。

○河野通政府委員 財務官の制度は、今のところでは一般職として取扱つても可い。地位から申しますと、どうもはつきり申し上げられぬのが、非常に素朴に申し上げますと、次官と部局長との間くらいに地位とお考へ願ひはつております。

○官糧委員 そうすると財務官は表現の仕方に困るのでありますが、渉外課があるとなると、渉外課の内か、

目的な事項になつておることもわかつておるわけでありまして、最近の税務行政の発展を見ますと、いわゆる監理第一、第二、第三課に屬する仕事は非常に多いと思ふ。もしこれが少いと考へることはそれをやらないことだ、かように申し上げてもさしつかえないと思ふのであります。ついでに、私も小委員を編成いたしまして、調査いたしました埼玉縣某税務署の事件のごときも、やはり監理という面におきまして、あるいは監査というか、監督というか、監視というか、言葉はいずれといたしましても、少くとも監理課の中で行うべきところの仕事が相当不徹底であつたということが、率直に申し上げられるわけでありまして、そういう観点から、当分の間は査察部のみを重視せず、監理部を重視いたしまして、この際部の廃止をしない方が、大蔵省としてはまさつておるのではないかと。かように考へるものであります。

あるいは外に渉外課に密着した、渉外課長さんより上席な人というようないすを占めておる形で、財務官に直屬の属僚といひますか、そういう属僚のようなものには編成されないのですか。

○河野(通)政府委員 現在大蔵省にありまして、今般の機構改革によりましてこれを廃止いたします。従いまして、第七條の大蔵大臣の官房におきまして取扱事務のうち、渉外事務は落してあります。従いまして渉外事務に關する事務は、この渉外事務を總轄して参ります財務官のもとにスタッフがあります。この名前は今後いろいろ考へて参りたいと思ひます。法律の規定事項ではございせんが、たとえば財務官室というやうなものを設けて、そこに優秀なスタッフをそろえて、しかしこれは課というやうなものには特別に置かないでいいのではないかと、こゝう考へてあります。

○宮崎委員 本日はこの程度でつけようです。

○小川原委員代理 三宅則義君。

○三宅(則)委員 私は、同僚委員の宮崎代議士が質問いたしました、これに關連いたしまして、二、三質問いたしたいと思ひます。

先ほど宮崎君も仰せになりましたが、會計士管理委員会ができて、出発の途中においてちよん切つたといふことになりまして、特別試験を受けておられます受験者もしくはこれから會計士にならうという人に対しては、多少不安を抱かせるのじやないかと思ひますが、そんなことはないかと、うかをお伺ひしたい。

○河野(通)政府委員 お話の点は、管理委員會の制度そのものが今度の新し

い制度にかゝることによりまして、試験を受けられる方あるいは受けた方に、御不安を與えるやうなことは毛頭ないと思ひます。そのことにつきましては安心だといふお話であります。

○三宅(則)委員 そのことにつきましては、私の所見の一端を申し上げます、やはり理財局の一部に置くよりも、むしろ外局に置いた方が公平に判断し得るといふやうな見解を持つておるのであります。今大蔵省の方においては、そんなことは、理財局の中に置いて、一向にさしつかえないといふやうにお考へようですが、どうでしょうか。

○河野(通)政府委員 お話の通りであります。

○三宅(則)委員 それではあまりつづ込んだことを言うやうでありますので、會計士管理委員会につきましては、あまり長く聞くことを省略いたします。

次に税務に關することを少々伺いたしたいと思います。昔の税務監督局、今財務局となつておりますが、この財務局の下に各税務署があるわけでありまして、これらの直接事務を担当なさる方が、税に對してのふなれのために、地方では非常にもんちやくを起しておられますが、このもんちやくのことにつきまして、大蔵當局もすでに御存じだと思ひます。その改革案に對するお考へが何かありますでしょうか、ないでしようか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

な委員會で大蔵大臣からも御答弁申し上げておる通り、これらの紛争の調停と申しますか、あるいはこれを未然に解決するといふやうなことにつきまして、何らかの機構をひとつ考へてみたといふことを大蔵大臣が申しておられます。ただ具体的にこれがどういふ構想で、いつ発足するかといふことにつきましては、いろいろ御承知のように關係方面との連絡もございしますので、的確なことを申し上げる段階に至つておりません。

○三宅(則)委員 第二十二條に「左の表の上欄に掲げる機関は、税務署の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする」と書いてありますが、その一つとして財産調査会、第二は増加所得税調査会、三は宅地賃貸価格調査会、こゝういふやうなものがあつた。これは調査会といふやうなものでありまして、何ら権限があるものか、ないものか。私の試案といたしましては、こゝういふものに対しては、各町村に十数名ずつの公選せられたる委員を選定いたしました。いわゆる審議の決定権はやはり調査会あるいは委員にあるといふやうに改めたいと思ひますが、こゝういふやうな御構想が、あつたと思ひます。たとえて申しますと、原案をつくるのは税務署長がつくりますが、所得税の決定にあつたしましては、所得税調査委員会とか、あるいはそれらの決定審査会といふものに諮問し、もしくはその決議によつて御決定なすつたらいかがかと思ひますが、こゝういふ御構想が、あつたと思ひます。

○河野(通)政府委員 お話の、從來過去においてありました所得調査委員会といふたやうな公選の制度を設けてはどうかといふことであります。この点については、税務の執行を円滑化して参るためのいろいろな仕組み、紛争、紛争を未然に防止する、ないしは起つて参りました紛争、紛争を解決するといふために、政府以外のつまり民間納税者側、あるいは一般公益を代表する一つの機関をつくるかどうかといふことの一部分になるかと思ひますが、先ほど申し上げましたやうに、いろいろ研究をいたしております。ただ、今の公選の制度につきましては、從來公選によつてできておりましたいろいろな調査会の功罪と申しますか、経過にかんがみまして、必ずしも公選で行くのがいいという結論にはまだなつておりません。その点も十分研究いたしてみたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ただいまの御答弁によりまして、大體の構想はわかつたのであります。今までのありましたいろいろな調査会、ほとんど形式でありまして、官僚の各自の原案に對して官判を押すのが調査会である。こゝういふことが過去幾十年間にわたつて聞き傳へられておるものであります。はたして現今もさうでありましようか、ないでしよようか。こゝういふことはあり得べからざるかと存じますが、もしもはなはだ不具識であると思ひますから、この際この調査会がただ形式的な調査会か、また眞剣に意見を聞いて、その意見に大體従おうといふ意向でありましようか、その辺のことを聞きたい。

○河野(通)政府委員 役人のつくつた案をただ形式的に官判を押していただくやうな調査会ではありせん。ことに税務署の欄にあげてございます財産調査会、これは今ほとんど仕事は一段落しておるわけでありまして、これは財産税の課税價額のいろいろな調査、審議をお願いしたのであります。これらにつきまして政府といたしましては、財産調査会の御意見を十分に取入れて、政府の原案を相当直したといふやうなことがございしますので、決して有名無実と申しますか、空文に帰した調査会といふことにはなつておりません。

○三宅(則)委員 次に伺ひたいと思ひますことは、この前大蔵大臣に宮崎代議士もお聞きになりました点でございまして、税務の円滑を期するため、税務代理士に對する権限が付與されますが、このことにつきまして、大蔵省といたしましては、まず「おふやしになるお考へでありましようか、それとも一段落するやうなことでありましようか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 その点は私からお答へする資格はございせんが、別に押えるといふか、抑制しようといふこともないはずでありますし、また大いにふやそうといふこともないのでございまして、これは別の手続によりまして、資格をおとりになつた方は、ほとんど税務代理士になり得るわけでありまして、それを特に押しようといふこともないかわりに、その手続、資格の程度を軽くして、どん／＼ふやそうといふやうなこともありせん。

代議士も仰せになりましたが、証券取引委員会、これは現在も日本興業銀行の六階だかあると思つておりますが、それに対して、將來とも証券の民主化等に関しましては、その委員会に御一任なすつていらつしやるという意味でありましょうか。その返をちよつとお伺いしたいと思います。

○河野(通)政府委員 証券民主化、証券行政の重要性が、今後ますます増して参るということにつきましては、私ども御指摘の点と同感であります。今後におきましても、証券取引委員会の制度の運用は、その証券行政の重要性にかんがみまして、まずこれを強化し、運営の適正を期したい、かように考えております。

○三宅(則)委員 先ほどにまた関連しておることでございますが、やはりこの証券の民主化につきましては、ぜひとも公認会計士、高度の会計検査人が必要であるということになつております。これに對しまして、まず一層健全妥當にいたして世界の水準にまで来るように努力したいと自分らは思つておりますが、政府もこれに對して一段の御努力を御用意でありましようか、どうでありましようか、ひとつお伺いしたいと思います。

○河野(通)政府委員 御指摘の通りに考えております。

○三宅(則)委員 もうあと二、三でありますから、しばらくごしんぼうをお願いしたいと思います。

印刷局が外局としてあると考へておりますが、この印刷局は官報などをお刷りになる場合もあつたり、あるいは紙幣をお刷りになる場合もあると思つております。およそ官報というものは、國民に知せるものが官報であるうと考へておりますが、事實は官報はなかなかとれぬ、こういうような状況になつておるようでありまして、これをもう少し民主化して、徹底せしめる方法を政府は講じておるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○河野(通)政府委員 官報がお話の通り民間に最もすみやかに、かつ最も確實に各種の政府で処置いたしました法令等の普及に努めなければならぬ点につきましては、しごく同感であります。ただ終戦後非常に機械その他が戦災にあひましたことや、その他一般の産業についても共通いたしましたいろいろ困難な條件のために、はなはだ申訳ない次第であります。官報の印刷能力が非常に低下いたしましたので、それがため従来ならば翌日出ておつたものが、あるいは一週間、十日遅れて出る、しかも紙が足りないために、十分需要者に行き渡らぬというようになりが、あつたことは、まことに申訳ありません。この点につきましては、大蔵省といたしましてはかね／＼適當な改善方法を講じなければならぬということと、印刷局当局に對して、き

わめて嚴重にこれが改善の促進方を命じて参つた次第でありまして、現在のところでは、だん／＼よくなつております。だん／＼と申しますか、従来に比べましては非常によくなつて参つております。もう一段の努力で、私たちが皆様方の御期待に沿ふところに來るのではないかと思ひますが、御指摘の点は一日も早く解決いたしまして、官報の発行をなるべくすみやかにする。また需要者に対して十分行き渡るように部数をふやすということにつき

まして、十分に努力したい。これがために、何といたしまして、印刷能力を増強したことが第一であります。この点につきまして、予算の許します範囲において、極力進めて行きたいと思ひます。

○齋藤委員長 三宅君、運営に關することとなく、機構に關することだけひとつ……

○三宅(則)委員 もうすぐでございます。一段と明確な御答弁を伺ひました。もう一言御質問させていただきます。官報はもちろんのこと、会社あるいは弁護士、計理士、税務代理士、そういうものは法を尊重して、法に従つて行かなければならぬと思つておりますが、そういうようなものに対して、また重要な産業に携はるようなものにつきましても、円滑に早く参りますように努力したいと思ひます。ひとつ御注意したい事柄は、各省別に自分の公報を出しておるというのを聞いておりますが、そういうようになりま

す。かえつてめんどうくさいと思ひますから、これを統一しまして國家の行政機關を一つにいたしまして、外部に發表するような機關を設けていたきたいということを願ひたいと思ひます。

そのほかにもう一つ私の考へておりますのは、專賣公社にしますことは私も賛成してでき上つたわけでありましたが、この実行にあつて、旧專賣局員と、新しい公社に對しますところの關係はどんなものでございませうか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○河野(通)政府委員 從來の專賣局におります職員は、特別の事情のない限り、當然に專賣公社に移す、かように相なつております。

○三宅(則)委員 はなはだ長いこと費しまして恐縮いたしました。要するにこの行政整理によつて大蔵省が新たに出發するといふ案につきまして、私も何つたわけでありまして、細目にわたることは大分伺ひましたから、最後に自分の希望を申し述べさせていただきます。やはり國民の要望いたします事柄は公平な負担であらうと思ひます。これはどちらに行きましても、どの選挙区をまわりましても、異口同音に聞くことは負担の公平といふことを言われております。この行政機構改革の断行において、私は大蔵大臣にもしほ／＼申し上げたこととありますが、事務当局におかせられましても、どうかぜひとも民間の意を尊重いたしまして、民間人の言うことばかりを聞くのみが善でありませうが、官吏、民間あるいは第三者、一結になつて、公平に負担をいたしますような機構を、十分に尊重せられんことを特に希望いたしておきたいと存する次第でございます。

○小川原委員長代理 有田君、

○有田(喜)委員 大蔵省の設置法案で最も重要なことは、主計局の予算編成権をいかに持つて行くかという問題が、一番重要な問題であると思ひます。ところが今日は大蔵大臣がおられない。政府委員ばかりとこういふことを論議しても始まりませんので、私はこの予算編成権を総理府に移したらどうか、あるいは現狀がよいからということにつきましても考へもありませうが、その論議は大蔵大臣がおりませんので、差控えますが、かつて予算編成

権をめぐつて、關係方面からこの問題について相當の話がありました。その後のいかなる事情になつておるか、その経緯だけをこの際政府委員から承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 今のお話でございますが、關係方面におけるいろいろこの問題に對する話の点につきまじては、有田さんが十分に御承知になつております。當時以後におきまして、何らの進展がございせん。

○有田(喜)委員 それではこの問題は關係方面も何ら積極的な意見も出してない。大蔵省もそのまゝといふことになつておるようでありまして、先ほど言ひましたように、この問題は重要でありますので、他日本多國務大臣あるいは大蔵大臣に質問をしたいと思います。ですから、その点保留しておきます。

次に伺ひたいのは、先ほど財務官の地位についての御質問がありました。が、はつきり聞きとれなかつたのであります。財務官は局長よりも上の地位にあるのか、次官と局長との間だとも聞えたのであります。はたしてその通りでありますか。

○河野(通)政府委員 これはさつき申し上げましたように、ごく素朴に申し上げてそんなことになるだらうということとありますが、しつて申せば、次官と局長との間くらいの高さの地位といふふうに考へております。

○有田(喜)委員 先ほど同僚議員の質問に對しまして河野政府委員は、財務官のもとにスタッフを置くといふように御説明がありました。そういういたしますと、官房にも屬しない、局にも屬しない、一つの何とも云えぬ組織がある

第二の点、ちよつと聞き漏らしまして、はなはだ恐縮でありますが……。

○有田(重)委員　國家行政組織法によりますと、各省の所掌事務を遂行するために、官房、局、課を置くことと規定してあります。ところが財務官はとにかくかく大藏省の所掌事務をつかさどつておる。そういたしますと局か官房か、どこかへ入らなくちゃならぬはずであります。ところが、もちろんこれは特別法といへば特別法とも見えますが、こ

し上げましたように、財務官の地位を相当私ともは高い地位と考えておきます。これは御承知のように、今度の援助資金の關係等につきまして、西ヨーロッパ等におきましては、このコンローラーと申しますか、最高責任者というのは非常に高い地位におられるかとあります。これらの点ともならみ合せて、今般の財務官の制度は對外折衝上の最高責任者として相当高い地位を考えておりますので、それやこれやを

次にお伺いしたいのは、これは各省にも相当あるけれども、少しわかりにくいのですが第四條を見ますと、大蔵省の権限が書いてある。そうして第七條以下を見ますと、官房あるいは各局の所管が書いてあります。この間にどういうような方針でもつてこれを区別して書かれておるか。まづ全く同様のことも書いてあるし、また違つたことも書いてある。これはどういう方法に

物件の分析及び鑑定並びにじよう造試験、講習及び指導を行うこと。」とある。はり一般國民と相關連があることがうかがいてある。どうもその辺はどういうふうに想でこういうことが書かれたのであつか。私の常識をもつてするならば、四條にもう少し幅の廣いことを書て、そうして各局に具體的に書くの普通の行き方だちうと思う。かえつ逆になつてゐるのです。これはどう諷刺的か何か知らぬが、もう少し日

問題と申しますか、境の問題である
と思いますので、見解の相違という
ことになるかもしれませんけれども、
どもはまあそのうちでは比較的一般
民あるいは第三者との關係の密接な
九條の第四号のようなものを、代表
にあげるべきではないかというよう
な観点に基きまして、この規定だけ
を四條に移したわけでありまして。
○有田(壽)委員　こういう問題で時
を費すのはもつたないのですが、

つ第四條の権限ではもう少し幅の廣いような書き方をして、九條の三とか五というようなものは、ある程度含まれるような書き方をした方が適當ではないかと考えます。今申したのは一つの例であります、ほかにもそういう点が多々あるように見受けられます。ひとつ御検討願ひたいと思います。

次にお伺ひしたいのですが、第四條の十九号です。國の財務の總務の立場からする地方公共團體の財務の調整に關すること。これは地方公共團體の自治の強化という点から、今までの官制の書き方とは非常によくなつて來てゐる。ところがまた主計局なりその他の局のところを見ますと、その財務の調整ということから抜け出てしまつて、たとえば「地方公共團體の歳出に關すること」とあまりに單刀直入に出てゐる。私はやはり先ほど申し上げたように、第四條と各局との書き方が非常にバラ／＼な統一のない書き方であると思ふ。第八條の十八号に「公共團體の歳出に關すること。但し歳入は除く」というように書けば、氣持がびつたり出て來る。今までの経緯から見ても、これはオツツした人はさうな考え方はないとおつじやるだろうが、これは將來に残る問題で、ややもすると、また今までのような行き方で、中央で公共團體を押えるというやうなことがなきてしまふと思ふ、そこらの点を御考慮願ひたいと思ふ。

大蔵省が國の財務の總務の立場から、どの程度これに當つて行くかという点につきまして、この字句等につきましては、相當長い間にわたりまして、いろいろ檢討を加えたのであります。が結局今御指摘のように、第四條の十九号で「財務の調整」という言葉にいたしました次第であります。しかるに主計局、主税局にありますが公共團體の歳入歳入事務とか、それらに對する關與の仕方が、ただ「關すること」と書きつぱなしになつておるじやないという点、実はこれは私も氣づかなかつたわけでございます、ことさらに與はさう書いたやうな次第で、これは見方及び感じ方の問題かと思ひますが、私も二々調整ということと各局の所掌事務の中に書かないでも、第四條の第十九号の「調整」というものでかぶつてもらえるのでありますし、むしろ地方公共團體の歳入を調整するというやうな書き方よりも、「關すること」と書いた方が形式論的には第四條の十九号で當然かぶるのでありますし、實質的にはその方がやわらかい感じがするのではないかと、この点もありますので、ことさらに「調整」といふ言葉を、主計局、主税局の地方公共團體に對する事項につきましては、省きまして、わざわざ実は「關すること」ということにはいたしましたのであります。これは感じ方の問題で、いろいろお考えがあるかと思ひますけれども、地方財政委員会等の意見を徴しましたところ、やはりその方が、感じがやわらかいのでないかというやうな意見もありましたので、地方財政委員会とも十分連絡をとりまして、こゝういふ書き方にいたしましたわけがあります。

○有田(專)委員 これは先ほど言つておりますやうに、第四條と各局との所掌事務との書き方の問題であります。が、第四條ではつきり書いて、そして各局の分掌がそれを受けて立つという建前にはつきりしておるならばおつじやる通りでよいが、私の懸念しておるの、第四條と第七條以下の一つの方針が立たないやうで、遺憾に思つております。何かいかにも諷刺的な感じがします。この点をただしたので、氣持はわかりませんが、もう少し第四條と各局との分掌の書き方というものの、毅然たることを私は希望しております。

それからこれはもうすでにお氣づきになつて何かの間違ひかと思ひますが、財務局の所掌事務の中に「本省及び証券取引委員會の所掌事務を分掌する」と書いてあります。私の記憶が間違ひでなければ、現在でも財務局は、外國人が本邦内に所有する財産の調査とか、書類に關する事務、すなわち賠償のやつておる出先の仕事をやつておるやうに思ふ。あるいは経済關係の事項に關する事務があるやうに思ふが、何かの間違ひじやないかと思ふ。

○河野(通)政府委員 ちよつと速記をとめてください。

○小川原委員長代理 ちよつと速記をとめてください。

○河野(通)政府委員 お話の通り、行政組織法第八條によつてつくられたものであります。

○木村(樂)委員 第八條を見ますと、「審議會又は協議會(諮問的又は調査的のもの等)第三條に規定する委員會以外のもを云う。及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機關を置くことができる。こゝういふことになつておられます。従つてこれは諮問的または調査的なものであると解釈してさしつかへありませんか。

○河野(通)政府委員 大体さういう原則であります。ただ「等」とありますので、やはり「諮問的又は調査的なもの」で、若干その他のものが入つておる場合も、各省の場合にあると思ひますが、原則的には諮問的または調査的なものであります。

○木村(樂)委員 そうしますと、このたくさんある中に「産業設備當團損失審査會」というものがあつて、その下の方に「大蔵大臣の監督に屬し、産業設備當團の受けた損失及びその額を審議決定すること。こゝういふことになつておられますが、これはこの前參議院で否決になつた十一億円の補償の問題をめぐつての審査會と解釈いたしますが、さうなんですか。

○河野(通)政府委員 さうでございます。それから今の審議決定といふことは、すぐにそこに例が出て來たわけではございません。これは行政組織法第八條の括弧の中の「等」で呼ぶことになつております。

○木村(樂)委員 ところがその「等」をめぐつて大論争が起つた。それは當時の行政組織法を審議いたしました委員會の速記録をくらんになればわかると思ひますが、「諮問的又は調査的なもの等」こゝういふことになると非常にやつとして來る。それじや困るといふことで大分大きな問題になつたのです。が、しかしそれは「第三條に規定する委員會以外のもを云う」といふことがあつて、諮問的または調査的なといふことが「等」といふで幾分幅を廣く、従つて諮問的または調査的な範圍以外の「等」ではない。こゝういふ解釈が成立したわけですね。だから諮問的、調査的な範圍の中における「等」で、それ以外の「等」ではない、さう解釈するのが一番妥當だ、こゝういふやうになつておるのですが、さうしますと、諮問的または調査的なもの以外の「等」で行けば、諮問的、調査的といふことを入れた意味がなくなつてしまふ。入れなくてもいい。「等」といふのがかような範圍の廣いものになれば、諮問的または調査的といふものを入れた意味はない。全然抹殺してしまつてよい。あなたののおつしやるやうな「等」で行けば、何でも管理委員會ができて來ると思ふが、これは根本的に間違ひだと思ふ。そこへ持つて來て今のように決定するといふことになれば、これは審議會とか審査會といふものが何でもかんでも決定するのです。どん／＼決定をして、決定したものに大蔵大臣も従わなければならぬ。その下の行政機關も従わなければならぬといふことになつて、審査會、審議會といふものが、あらゆる面にわたつて決定権を持つといふことになれば、たいへんなことになる。従つて今あなたがおつしやるやうな解釈で、「等」といふものを解釈したら、とんでもないことになる。これは間違ひだと改めてもらなければ困る。

○河野(通)政府委員 行政組織法第八條の解釈につきましては、委員会で見られるこの法律の御審議のときに御意見があつたことは私も承つておりますが、詳しいことは私からこの第八條の解釈についてこれ申し上げる資格もございませんので、さようなことは行政管理廳等によつてお答え申し上げます方がよいかと思ひます。その「等」という言葉ができた上で見ますと、これをもう少し廣く廣げるということももちろんいいかと思ひますが、少くとも原則は諮問的または調査的なものであつて、その例外的なもの、若干程度の差異はあるにしても、若干例外的なものがあり得るというよりな意味において、「等」ということに相なつておるのだらうと私も思ひますが、この点は解釈が間違つておるということでありまして、もう一べん行政管理廳の方を十分確かめて、ここでお答え申し上げますかと思ひます。

○木村(榮)委員 この点はあなたのような解釈は改めてもらねとたいへんなことになる。諮問的または調査的なものの中の「等」ということは當然の解釈であつて、だからこそ「第三條に規定する委員会以外のものを云う」とその次に但書がちゃんと置いてある。そういういろいろなことを決定するような要素を持つた重要な委員会である場合は、第三條に規定してある委員会。そういう解釈にしなければ、これをどん／＼やられたらたいへんなことになる。だから大蔵省の方はいわゆるこの第八條を故意に曲げて解釈していろいろな越権的なことを断行せんとするものであると解釈する。あなたの説明によれば、かように解釈いたしま

す。

○河野(通)政府委員 毛頭お話のようなことでございませぬ。

○木村(榮)委員 そういうものでないというなら、なぜ一体それをこしらへるときに、この行政組織法の問題になつたくらいのことにはあなたは知つていなければならぬ問題である。速記録その他のものを検討して、そういう大事なものを……たとえば社寺等の境内の処分を審査する社寺境内地処分中央審査会というものがあつた。大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲渡又は賣拂云云、こういうことが書いてある。これは日本國中たくさんありますよ。お寺や神社だけならまだよい。これにくつついてボスが「等」で盛んに活動しておるのにはあなたも御存じでしょう。國有財産を取立てようとする連中はわんざわんざやつておる。こういうときにこの審査会というものが、どのような性格を持つたものかということによつて非常に大きな影響がある。こういうつたものは調査、審議するということが決定することではないからよいかもしれぬが、場合によつては決定してよいという方に発展する場合もある。そういう点がきかれて不明確であるということは、今あなたはそういうこととはございませぬと言われたけれども、それは今まで言われたこととやや矛盾しておる、こう私は認めます。

私は承知いたしておりますので、行政管理廳の方を一應聞いてはつきり申し上げたい、こう思つておつたのであります。結論をいたしまして、行政管理廳とは十分御相談をした上で御提案申し上げておるものでありますので、その点についてももちろん行政管理廳としての解釈をきめて、その解釈に基づいてこれよろしいということになつたものと聞いております。

○木村(榮)委員 最後に申し上げますが、そこで問題です。参議院において否決されたような大事な問題、産業設備團の十一億の補償の問題を、この審議會で決定するということは、まことにもつてはなほだしい話です。参議院よりもこの審議會が上役だということになつてはたいへんなことになる。これは慎重にひとつやり直していただきたい。そこで私は最後に申し上げたいのは、あの速記をとめてものを言うような卑屈な態度等はやつてもらいたくない。堂々と速記をつけてやるような答弁を要求します。

○小川原委員長代理 ほかに質疑はありませんか。――質疑がないようでありますから、本日はこの程度におきまして散会をいたします。

午後四時八分散会

昭和二十四年五月二十六日印刷

昭和二十四年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局